

# どりいむ倶楽部



Vol. 15

平成 30 年  
4 月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？弁護士法人DREAMの弁護士も、もちろん業務は真剣そのもの。

でもでも、事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外(!?)な一面も見えてきます。

「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

## さらば一道館

～「それを作れば彼らはやってくる」  
映画「フィールドオブドリームス」より～

何を勘違いしたか、当事務所の3階に私が空手の道場を作ってしまったから、早10年になります。思えば馬鹿な事をしたものだ、我ながら青くなることがあります。おとなしく弁護士をやっておればいいものを、今でもそのときの自分の精神状態を考えると、頭おかしかつたんじゃないか、と思ってしまうのです。その



頃、私の頭に浮かんでいたのは、フィールドオブドリームスというファンタジー映画の中の「それを作れば彼らはやってくる」という有名なフレーズでした。映画では、ケビンコスナー扮する主人公の農園主が、畑の真ん中で、どこからともなく響いてくる「それを作れば彼らはやってくる」という、不思議な声に動かされ、畑をつぶして、野球場を作ってしまうのです。なんだか、どこかの馬鹿と似ている話です。映画は、当然ながら、農場をつぶしてしまった家族は倒産の危機に陥るのですが、そこに、往年の野球の名選手達(限りなく美しい瞳をした、シューレスジョーが印象的)が、若き日の姿のまま、そろそろ現れ、すばらしいプレーを繰り広げていきます。そして、そのプレーを見ようと、観客が集まってきて、野球場はまさに夢のフィールドと化していくのです。結局、倒産の危機は回避できるのですが、なぜそんな事が起こったのか、結局、なんだったのか、実はよくわからないのです。ファンタジー

法人代表・弁護士 松江 仁美

弁護士・空手家・コメンテーターと、  
マルチに活躍する松江仁美弁護士  
が、「今」伝えたいことは……。



です。ただ、私の心に残ったのは、「それを作れば彼らはやってくる」という呪文のような言葉でした。そうして、主人公が行ったように、私も、都会のど真ん中に事務所をそっこのけにしまで、一道館を作ってしまったのです。

しかし、その結果は皆様が一番よくご存じです。一道館は、空手の研鑽の場として、多くの稽古人を育み、空手の発展に大いなる貢献をしてくれました。また、多目的スペースとして、各種法律セミナー、勉強会に大いに役立ってくれました。最近は特に、どりいむ新年会、どりいむ祭りの会場として、多くの出会いと交流の場になってきました。まさに、「彼らはやってきた」のです。

今般、ビルの老朽化にともない、事務所が移転することとなり、一道館も、10年の歴史にいったん幕をとじることになりました。でも、一道館は必ず復活します。「そこにやってくる」のを待っている人たちのために。

その日まで、さらば一道館、本当にありがとう。



# 理聖の部屋

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです！

「これって、法律的にどうなの？」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバツと解説。それが、“理聖の部屋”です。

## 裁判手続きのIT化とは！？従来の手続と今後について

今回は日常の疑問というところからは少し離れますが、裁判制度についてお話ししようと思います。世間ではIT化が進み、どんどん生活は便利になっていますね。弊社でも依頼者の方々のやりとりは郵送や電話だけでなく、メールで行うことが多くなっています。メールであれば、瞬時に送ることが出来ますし、あとでどういったやり取りをしていたか見直すことも簡単にできます。郵送や電話等と比してコストも抑えられます。

### 裁判所とは、どうやってやりとりしているの？

このように便利な世の中になっていますが、実はまだまだ裁判所とのやりとりは基本的にメールではなく、郵送やFAXで書面を送るか、あるいは直接持参して行くことになっています。裁判手続きというのは自由気ままに各人のやりやすいようにやってよいものではなく、民事訴訟法および民事訴訟規則により細かくルール化されています。そして、その定めの中で「書面」で提出することが定められているのです（例えば、民事訴訟法161条1項では「口頭弁論は、書面で準備しなければならない。」とされています）。

これは、現状書面でなければならない必然性があるわけではなく、メール等が世の中に普及する前に出来上がった枠組みがそのまま放置されていただけなんです。実際に諸外国を見てみると、米国やシンガポ

ルなどでは10年以上前から、ネットで書面を提出する仕組みを導入しているそうです。そのような状況の中で、ようやく日本でも電子化を進めて行こうという方針が検討されているようです。

その他にも書面の提出以外の場面、例えば実際の審理でもIT化を進めることを検討しているそうです。裁判所と遠隔地の弁護士事務所などをテレビ会議システムでつなぎ、当事者が裁判所に向かなくても争点整理や審理を進められる仕組みも検討されているそうです。現在でも遠隔地の被告側などでは例外的に電話会議で対応するということはありましたが、基本的には裁判所に向かう必要がありました。今後IT化が進んでいけば、東京にいながら全国の事件に対応できるようになっていくのかもしれませんが、依頼者の方々の目線でも、現在は遠隔地で訴訟をすると日当というものが発生しますが、これがなくなるので、費用負担が軽減することになるのではないかと思います。裁判のIT化には、高齢の弁護士が対応出来るのか等様々な問題があり、早くとも数年はかかる見込みだそうですが、これからの展開に期待したいところですね。



弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。  
その多角的思考を法解釈に活かしている。

## たいすけ 大輔の“ここ”が大好き！



弁護士 氏家 大輔

自己共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

4月は進学や進級、就職や異動等、新しい生活が始まる時期です。ところで、暦と違ってなぜ4月から年度が始まるのかというと、官公庁の会計年度が4月から翌年3月までと、実際に法律（財政法や地方自治法等）で決められているからです。民間企業の会計年度では、例えば6月締めとか違う年度になっていることもあります。学校の年度は、国や自治体から補助金等をもらう関係で会計年度を合わせる必要があり、ほぼ全て4月初めになっています。アメリカの学校のように9月初めにしようとする学校もあるようですが、教育無償化の議論が示すように、教育における政府や自治体の役割が大きくなっていくことからすると、年度の区切りは当分変わらないでしょうね。ともあれ、新しい年度もどうぞよろしくお願ひ致します。

## 冬季オリンピック



顧問弁護士

松江 頼篤

当事務所さってのベテラン  
弁護士。しかし、音楽や山歩き  
が大好きで少年の心は忘れず。

前回の冬季オリンピックでは、5回オリンピック  
に出場するも、とうとうメダルを取れなかった  
にも関わらず、清々しい姿をしていた上村愛子  
選手に感動したが、今回感動したのは小平奈緒  
選手である。スピードスケート500メートルで  
見事金メダルを獲得したが、その後の言動が素  
晴らしかった。レース直後に敗れた地元韓国の  
選手に声をかけ抱いて寄り添っていた様子、イ  
ンタビューで自分のことを求道者と言い切る姿  
に感動した。前回のオリンピック後、一人でオラ  
ンダに武者修行に出てフォームを改善し見事金  
メダルを獲った。まさに求道者である。女子パシ

ユートのレースも見応えがあった。先頭選手が  
交代するとき、他の国の選手はカーブ全体を使  
って交代するが、日本チームはカーブ半分地点  
までで一気に交代を完了させてしまう。全員メ  
ダリストのオランダチームに勝てたのはこうい  
う高度な技術・工夫があったからこそである。大  
会終盤にはマススタートで金、カーリングで銅と  
いうまさにメダルラッシュで盛り上がった。嬉し  
いニュースとともに、相変わらず北朝鮮とアメリ  
カのきな臭い話が同時に伝えられ、オリンピッ  
ク後の状況が心配される。国を動かす人たちに  
は、求道者がいないのが悲劇である。



## 涼子の良好キッチン



4月は新生活が始まったり、色々な出会いがあったり、良い季節ですよ!お花  
見や集まりの機会も多いのではないのでしょうか。そこで、今回は、ちょっと見栄えの  
する**苺のミルフィーユ**をご紹介します。

まず、甘いパイ生地を2枚作り、長方形にのばして、ピケしてからオーブンで21  
0度で20~30分焼きます。焼けたパイ生地は、厚みの半分に切り分けておき  
ます。

次に、生クリームに砂糖を加え、とろっとゆるめに泡立てます。

そして、パイ生地、生クリーム、苺の順に重ねていき、最後に表面に茶こしで粉砂  
糖をふり、上に苺を飾ってできあがりです。

クリームをカスタードクリームに変えたり、違うフルーツや栗をつかってもおい  
しくできますよ♪冷凍パイシートを使ってもOKです。ぜひ、作ってみてくださいね。



見た目も可愛い、ミルフィーユ♪



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して9年目  
の三好弁護士が、みなさんに  
オススメしたいとおきの  
一品をご紹介します!

## Pick up News

### 事務所移転及び社名変更のお知らせ

4/1をもちまして、事務所を移転させていただくこととなりました。旧事務所から5~6分程度のところであり、淡路町、小川町、御茶ノ水、神保町、大手町、と5駅が利用可能な至便の地です。  
また、さらなる飛躍を込めて、弁護士法人DREAMと、社名も合わせて変更いたしました。

心機一転、邁進してまいりますので、今後ともぜひ変わらぬご愛顧の程、よろしくお願いいたします。

弁護士法人DREAM

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-1-5マストライフ神田錦町204

受付時間：平日 8:00~21:00 土日祝 9:00~18:00 TEL：03-3525-8010